

一般社団法人日本美容医療リスクマネジメント協会
美容医療・医師賠償補償制度 規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 本規程は、美容医療・医師賠償補償制度（以下、「補償制度」と称する）について必要な項目を定めること目的とする。
- 2 本規程に定めのない事項については、理事会が別途定めるものとする。

第2章 加入申込者・加入者、被保険者、登録医師

(加入申込者、加入者)

- 第2条 この補償制度に加入できるのは、「日本美容医療リスクマネジメント協会（以下、当協会と称する）」の正会員とする。
- 2 補償制度の開設者コースに申込み正会員は加入申込者と称し、施術医コースに申込み正会員は加入者と称する。

(被保険者)

- 第3条 この補償制度の対象となる被保険者は次に該当するものとする。
- (1) 開設者コースにおいては、個人立の場合は施設の開設者である個人、法人立の場合は施設の開設者である法人または自治体。
- (2) 施術医コースにおいては、施術医師である個人。

(登録医師)

- 第4条 開設者コースにおいて対象医師一覧に登録できる医師は、医師免許の届け出を行っているものとする。
- 2 対象医師一覧に登録する医師数は補償期間始期時点で加入する施設において美容医療に従事する施設長、常勤医、非常勤医、アルバイト医のすべてを含む人数とする。

第3章 申込の要件、加入資格

(申込の要件)

- 第5条 開設者コースへ申込み正会員は、施設ごとに申込みこととする。
- 2 申込みがない施設については補償の対象としない。

(加入資格)

- 第6条 この補償制度へ被保険者として加入できるものは次の(1)または(2)且つ(3)に該当するものとする。
- (1) 開設者コースにおいては、医療施設における開設者または美容医療施術を行う責任者が、日本美容医療協会、日本皮膚科学会、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本美容外科学会(JSAPS)（以下、5団体と称する。）のいずれかの正会員、い

ずれの正会員でない場合は当協会の既存の正会員2名以上による推薦を受け当協会が承認したもの。

- (2) 施術医コースにおいては、日本美容医療協会、日本皮膚科学会、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本美容外科学会(JSAPS)のいずれかの正会員、いずれの正会員でない場合は当協会の既存の正会員2名以上による推薦を受け当協会が承認したもの。
- (3) 「医師法施行規則」第1条の3に定める書式により医師の届け出を行っており、日本国内において美容医療業務に従事する医師。

第4章 補償期間と申込の期限

(補償期間)

第7条 補償期間は毎年12月1日午後4時より翌年の12月1日午後4時までとする。

2 補償期間中の中途加入は、毎月1日午前0時より次に到達する12月1日午後4時までとする。

(申込の期限)

第8条 15日までに申込に必要な手続きが完了した場合、翌月1日より補償を開始する。

第5章 制度会費

(定義)

第9条 正会員が本補償制度に加入する場合、「会員規程第4条」に定めた会費に代わり、「制度会費」を納入しなければならない。

(制度会費)

第10条 本補償制度に加入する正会員の制度会費は次の通りとする。

- (1) 開設者コース 登録医師数×2, 500円/月
- (2) 施術医コース 500円/月
- (3) 美容医療・医師賠償補償制度規程細則により別途制度会費を定めることがある。
- (4) 制度会費は理事会の決議により改定する場合がある。

第6章 掛金

(定義)

第11条 制度会費と保険料の合計を掛金と称する。

(掛金の支払い)

第12条 掛金は原則的に次の方法により支払うものとする。

- (1) 提出された口座振替依頼書に記載された金融機関口座またはオンライン登録された金融機関口座から毎月の引落
- 2 やむを得ず引落ができなかった場合、当協会の指定の口座へ当協会が示した期日まで

に掛金を支払うものとする。

第7章 加入および更新

(加入)

第13条 第9条に記載した加入期限までに以下の書類の到着による申込またはオンラインによる申込が完了し、協会が承認した場合、加入が有効となる。

- (1) 加入依頼書
- (2) 対象医師一覧（開設者コースへ申込みの場合）
- (3) 口座振替依頼書

(加入が無効となる場合)

第14条 次の場合は、加入が無効となる。

- (1) 申込みが加入者の意思によらなかったとき。
- (2) 申込日において、加入申込者または加入者および被保険者が第6条の条件に合致していなかったとき。

(加入が解除される場合)

第15条 次の場合には、加入が解除される場合がある。

- (1) 加入申込者または加入者が、故意または重大な過失により、加入依頼書の記載事項に不実のことを告げたとき、または重要な事実を告げなかったとき。
- (2) 加入申込後に、加入依頼書に記載の事項について生じた変更につき協会に遅滞なく通知しなかったとき。
- (3) 加入申込者または加入者に加入の際に詐欺の行為があったとき。
- (4) 加入申込者、加入者または被保険者が保険金を取得する目的で事故を発生させたとき。(未遂を含む)
- (5) 加入申込者、加入者または被保険者が保険金の請求に関して詐欺行為を行ったとき。
- (6) 保険金の支払事由が発生した後、加入申込者、加入者または被保険者が正当な理由なく協会に審査または審査に必要な書類の提出を拒んだり、知っている事実を告げなかったり、不実のことを告げたり、または改ざんしたとき。
- (7) 協会が、補償制度の趣旨から加入申込者または加入者であることが不適當であると判断したとき。

2 本条による解除は、加入申込者または加入者に対し書面による通知をもって行うものとし、通知が届いた日の翌日から将来に向かって加入の効力がなくなる。

3 本条により加入が解除された場合、既に払い込まれた掛金があれば解除日以降はじめて到達する月の初日以降の補償期間に対応する部分を返戻する。ただし、振込手数料を差引く。

(加入が失効する場合)

第16条 次の場合には、補償制度は失効となる。

- (1) 掛金の支払いが1か月間滞納し、加入申込者または加入者へ連絡が付かないとき。
- (2) 掛金の支払いが2か月間以上延滞したとき、なお、失効する補償期間までの掛金については、協会へ支払うこととする。

(加入者による解約)

第17条 次の場合には、加入申込者又は加入者は解約することができる。

- (1) 毎月10日までに書面にて解約の申し出があったとき、解約日は翌月1日となる
- (2) 解約の場合には、既に払い込まれた掛金のうち解約日以降の補償期間に対応する部分を返戻する。ただし、振込手数料を差し引くこととする。

(重複加入の禁止)

第18条 次の場合には、加入申込者又は加入者は異なる2以上のプランに加入することはできない。

- (1) 開設者コースにおいて同一の施設における加入申込
- (2) 施術医コースにおける加入申込

(補償制度の更新)

第19条 加入申込者又は加入者が、毎年の補償期間終了日の前月の10日までに補償制度を継続しない旨を当協会に通知しない限り、契約は自動的に1年間継続するものとする。ただし、第20条に基づき、当協会が継続を適当と認めない場合は、この限りではない。

2 当協会が更新を認めなかった場合でも、再加入を希望する場合には、必要な改善を行ったうえで1年後以降に申請することができる。再加入の可否は理事会の審査により決定される。

(補償制度の更新を認めない場合)

第20条 次のいずれかに該当する場合、当協会は補償制度の更新を認めないことがある。

- (1) 補償期間内に支払われた保険金の合計が年間支払限度額に達した場合
- (2) 補償期間中に、同一施設で同様の施術によるクレームが2件以上発生し、当協会の勧告を受けたにもかかわらずさらにクレームが発生した場合（責任の有無を問わない）
- (3) その他、当協会の理事会が更新を適当でないと判断した場合

第8章 変更

(変更の方法)

第21条 補償期間中に加入内容に変更が生じた場合は、「加入内容変更依頼書」により速やかに当協会へ申告をすること。

2 補償期間中に加入プランの変更を希望する場合は、「加入内容変更依頼書(プラン変更)」により、解約のうえ改めて加入申込を行うこと。

(登録医師の変更)

第22条 補償期間中に被保険者の施設において医師数の増減や医師名の変更があった場合は、「医師異動届」により速やかに当協会へ申告をすること。

2 登録医師数の変更に伴う医師数が増減した場合でも、補償期間中は掛金の変更は行わない。

第9章 免責事項

(免責事項)

第23条 医師賠償責任保険(医師特別約款)および美容医療に関する特約条項に記載された免責事項の他、細則に示す項目については審査の対象外とする。

第10章 苦情相談サービス

(定義)

第24条 本補償制度に加入している病院・クリニックや医師が施術を受けた患者から「施術の経過や結果などについて苦情」を受けた場合に、協会が加入申込者または加入者に対して、迅速な事故対応や円満な解決に向けたアドバイス等を行うサービスとする。

第11章 補則

(規程の変更)

第25条 この規程については、理事会の決議により変更することができる。

付則

1 この規程は、令和6年7月1日より適用する。

一般社団法人 日本美容医療リスクマネジメント協会
美容医療・医師賠償補償制度規程 細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「美容医療・医師賠償補償医制度規程」第1条2の細則を定めることを目的とする

2 本規程に定めのない事項については、理事会が別途定めるものとする。

第2章 制度会費

(制度会費)

第2条 同一の加入申込者のもと、開設者コースに加入した施設において登録された医師数の合計により、制度会費を以下の通り定める

(1) 医師数の合計が20人以上の場合は、登録医師1名につき、2,000円とする。

(2) 医師数の合計が50人以上の場合は、登録医師1名につき、1,500円とする。

(3) 医師数の合計が100人以上の場合は、登録医師1名につき、1,000円とする。

2 前項の登録医師数の算定日は、新規申込の場合は補償期間開始日、更新時の場合は更新時における補償期間開始日とする。

第3章 推薦による加入要件

(推薦による加入要件)

第3条 推薦者は当協会の既会員且つ日本美容医療協会、日本皮膚科学会、日本美容皮膚科学会、日本形成外科学会、日本美容外科学会(JSAPS)のいずれかの正会員であり、被推薦者は職務経歴書の提出を行うこと。

第4章 補則

第4条 この規程については、理事会の決議により変更することができる。

付則

1 この規程は、令和6年7月1日より適用する。